

佐賀市空き家等改修費助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家等を有効活用し、北部山間地域の定住促進を図るため、本市の空き家バンク制度登録台帳に登録されている空き家等の改修等を行う者に対して予算の範囲内において補助金を交付することについて、佐賀市補助金等交付規則（平成17年佐賀市規則第62号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、佐賀市空き家バンク制度要綱（平成22年7月20日施行。以下「制度要綱」という。）において使用する用語の例による。

(対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 利用登録者との間で登録台帳に登録されている空き家等に係る売買契約又は賃貸借契約が成約した当該空き家等の所有者等
- (2) 前号の者から書面による同意を得た利用登録者
- (3) 登録台帳に登録されている空き家等を購入した利用登録者

2 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 市税等の滞納がないこと。
- (2) 利用登録者（利用登録者が申請しようとする場合は、購入又は賃貸しようとする空き家等の所有者等）と3親等以内の親族でないこと。
- (3) 補助対象事業の対象となる空き家等について、利用登録者が制度要綱第11条第1項の規定による自治会組織との協議を行い、又は同条第2項の規定により自治会組織との協議を省略していること。

3 この要綱に基づく補助金について規則第4条の交付の決定を受けた者又は第8条に基づく取消しを受けた者は、当該交付を受けた日又は取消しを受けた日から3年を経過するまでの間、再びこの要綱に基づく補助金の交付を申請することができない。ただし、やむを得ない理由により、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りではない。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものであって、登録物件の売買又は賃貸借契約締結日から起算して2年後の年度末までに事業が完了するものとする。

- (1) 登録台帳に登録されている空き家等（過去この要綱に基づく補助金の交付を受けて改修又は不要物の撤去を実施した空き家等を除く。次号及び第3号において同じ。）の改修

(2) 登録台帳に登録されている空き家等を除却し、当該空き家等が存していた敷地内への住居（床面積が60平方メートル以上のものに限る。）の新築（ただし、第3条第1号又は第3号の者に限る。また、除却後、3か月以内に着工するものに限るものとし、前号に該当する場合を除く。）

(3) 一般廃棄物処理業者による、登録台帳に登録されている空き家等を利用するために実施する不要物の撤去

（補助金額）

第5条 補助金の額は、次の各号によって算出された額を合計した額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(1) 前条第1号に要する経費補助対象事業に係る費用に2分の1を乗じて得た額又は50万円のいずれか低い額

(2) 前条第2号に要する経費補助対象事業に係る費用に2分の1を乗じて得た額又は50万円のいずれか低い額

(3) 前条第3号に要する経費補助対象事業に係る費用に2分の1を乗じて得た額又は10万円のいずれか低い額

2 第3条第1項各号に定める利用登録者と当該空き家等に同居し、かつ、生計を同一にする者に、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものが含まれる場合についての前項の適用については、同項第1号及び第2号中「50万円」とあるのは「100万円」とする。

（規則第3条第2号の市長が必要と認める書類）

第6条 規則第3条第2号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 第4条第1号の事業を実施する場合

ア 改修工事の見積書

イ 改修工事設計図

ウ 施工前の写真

エ 売買又は賃貸借契約書の写し

オ 所有者の承諾書の写し（賃貸の場合）

(2) 第4条第2号の事業を実施する場合

ア 新築工事の見積書

イ 新築する住居の建築位置等の分かるもの

ウ 施工前の写真

エ 登録台帳に登録されている空き家等の閉鎖事項証明書の写し等、その除却日の分かるもの

オ 登録台帳に登録されている空き家等に係る売買又は賃貸借契約書の写し

カ 工程表等、工事の計画の分かるもの

(3) 第4条第3号の事業を実施する場合

- ア 処分に係る見積書
- イ 不要物の写真
- ウ 売買又は賃貸借契約書の写し
- エ 所有者の承諾書の写し（賃貸の場合）

（規則第 12 条第 3 号の市長が必要と認める書類）

第 7 条 規則第 12 条第 3 号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 経費補助対象事業に係る領収書の写し
 - (2) 改修後の写真（第 4 条第 1 号の事業を実施した場合のみ）
 - (3) 新築後の写真（第 4 条第 2 号の事業を実施した場合のみ）
 - (4) 世帯全員分の住民票（第 5 条第 2 項によるもののみ）
- （補助金の返還）

第 8 条 市長は、補助金の交付の決定を受けたもの（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱に違反していることが認められたとき。
- (3) 補助金の交付を受けた日から起算して 3 年未満に、改修等をした空き家を取り壊し、売却し、又は退去したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の返還を命じるときは、空き家等改修費助成事業補助金返還命令書（第 1 号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

3 第 1 項の規定により補助金の返還を命じる金額は、同項第 1 号又は第 2 号に該当する場合にあっては全額を、第 3 号に該当する場合にあっては次の各号に掲げる交付決定後の年数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、その額に 1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

- (1) 1 年未満のとき 全額
 - (2) 1 年以上 2 年未満のとき 補助金の額に 3 分の 2 を乗じて得た額
 - (3) 2 年以上 3 年未満のとき 補助金の額に 3 分の 1 を乗じて得た額
- （補則）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。